

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問29（情）第3号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成29年8月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県庁舎、広島市民病院、広島県警察本部（広島中央警察署）の間の道路で横断歩道の設置されていない箇所を横断することにつき、知事部局の課長、課長補佐等が何等かの注意、指導を行ったことが分かる全ての文書及び知事部局内広報課の管理職が同様の調査・注意・指導・事実確認等を行ったことが分かる全ての文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関の担当部署である総務局総務課は、本件請求に対し、平成29年8月1日付けの聞取票を特定し、行政文書部分開示決定（以下「別件処分」という。）を行い、平成29年8月22日付けで審査請求人に通知し、総務局広報課（以下「広報課」という。）は、本件請求の対象となる行政文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年8月18日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年8月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 職員の交通法規無視が毎日著しく、重要な県民への背信行為であり、記録が無いことはない。
- (2) 私や他者が度々問題点を指摘している。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条に当たる可能性を認識の上、広報課長は記録せず、知事に報告や指導を検討しないことはあり得ない。また、懲戒の検

討もしないという課長としての職務を放棄するかのごとき業務は、課長職にあるまじき業務である。よって、記録を故意に隠していない証拠も証言もない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 広報課参事は総務課職員より、県民から「広報課職員と思われる者が、道路の斜め横断と歩行中のスマートフォンの操作を行っていたことについて、該当職員が自己の行為を認めたかどうか確認すること」また「課として再発防止に努めること」について意見があった旨の連絡を受け、広報課長へ報告した。
- (2) 報告を受けた広報課長は、「斜め横断」等の行為が地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」にあたる可能性があるため、事実関係を確認した上で、該当職員に対して注意・指導を行った。また再発防止を目的とし、広報課内において、交通法規の順守等について注意喚起を行うとともに、公務員として自覚を持った行動を取るよう指導を行った。
- (3) (1) 及び (2) のとおり、必要な対応を速やかに行ったものであり、その方法・手段について、文書で行わなければならないとする根拠規定はなく、全て口頭により適切に行ったものである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、実施機関の職員が横断歩道のない道路を横断することが道路交通法(昭和35年法律第105号)に違反する行為であるとして、知事部局の課長、課長補佐等が所属の職員に対し注意、指導を行った事実が分かる文書の開示を求め、併せて、広報課の管理職が調査・注意・指導・事実確認をしたことが分かる文書の開示を求めたものである。

これに対し実施機関は、総務局総務課において、広報課職員(以下「本件職員」という。)と思われる者が道路の斜め横断等を行っていたとの県民からの意見を聞き取った聞取票を特定の上、別件処分を行い、広報課の管理職による調査・注意・指導・事実確認をしたことが分かる文書については、広報課において、作成していないとして本件処分を行ったものである。

審査請求人は、本件処分に対し、自分や他の者も度々同様の問題点を指摘しているから、記録がないはずはなく、また、地方公務員法に抵触する可能性を認識しながら、記録を作らず、指導や懲戒処分について検討しないことはない旨主張していると認められることから、以下、その存否について検討する。

##### 2 本件処分の妥当性について

実施機関によれば、審査請求人が指摘する本件職員の行為が、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条に抵触する可能性もあったため、所属長である広報課長が本件職員に事実確認を行ったところ、本件職員の行為は懲戒処分の対象となるものでは

なく、口頭による注意・指導で足りると判断したため、速やかに口頭により注意喚起・指導を行ったものであり、これに係る文書は作成していないということであった。

当審査会において、実施機関の懲戒処分の指針となる広島県職員倫理要綱（平成10年12月18日制定）や人事院の懲戒処分の指針（平成12年3月31日制定）を見分したところ、懲戒処分の対象となる行為の中で、交通法規違反として挙げられているのは、飲酒運転や人身事故、著しい速度超過等の交通法規違反であり、道路横断については明記されていなかった。そうすると、広報課長が事実確認の結果、本件職員の行為が、公務員としての自覚に欠けるものではあるが、懲戒処分の対象となるものではないとして、口頭による注意・指導にとどめ、これに係る文書を作成していないという実施機関の説明は、不合理なものとはいえない。

また、当審査会において、広島県文書等管理規則（平成13年4月1日広島県規則第31号）及び広島県文書等管理規程（平成13年4月1日訓令第5号）を見分したところ、所属長が所属の職員に対して注意・指導を行う際に文書によらなければならないとする明確な定めはなかった。

以上のことから、実施機関が、本件請求の対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 10. 5	・ 諮問を受けた。
30. 3. 22 (平成 29 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 4. 23 (平成 30 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 ( 部 会 長 )	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授